

# ソフトウェア開発経費助成

申請期間 令和元年6月3日（月）～令和元年7月31日（水）

助成額 最大 **100万円**

※対象経費の2/3以内で上限100万円となります。

※申請書の書面審査・面接審査等総合的な審査のうえで助成企業および助成額を決定します。

## 対象者

中小企業基本法に規定する中小製造業、または中小情報通信業者または中小製造業・情報通信業者を中心とするグループで、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。（※みなし大企業は除く）

(1)品川区で1年以上継続して事業を営む計画があること

(2)前年度の法人事業税および法人住民税（個人の場合は個人事業税、住民税）を滞納していないこと

## 対象事業

以下のようなソフトウェア開発事業で、平成31年4月から令和2年3月末までに開発が完了する見込みである事業

(1)新たなビジネスモデルの構築や技術的課題の解決等により、開発後の需要が見込まれるソフトウェア開発

(2)これまで情報化の対象として取り上げられていない分野に対して、新たな情報化の進展が見込まれるソフトウェア開発

【例】各種アプリケーションソフト、システムソフト、組み込みソフトの開発など

※ 助成申請企業が開発費等を負担しない受託開発、およびゲームソフトの開発は助成対象外となります。

※ 開発されたソフトウェアが、社会公共の利益や社会の一般的道徳観念に反するものや、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものについては助成対象外となります

## 対象経費

上記対象事業のソフトウェア開発に直接かかる下記の経費であり、平成31年4月から令和2年3月までの期間に支払が完了するもの（それぞれ消費税は経費として認めます。）

(1)当ソフトウェア開発の遂行に必要な人件費 (2)機器等の購入費用および借用費用

(3)外注費用 (4)研究開発の委託費用 (5)知的財産権の導入費用

(6)技術指導の受入費用 (7)その他区長が適当と認める費用

※(7)については、(1)～(6)の経費総額の10%までが対象となります。

## 事業の流れ

8月下旬 一次審査（書類審査）

9月中旬～下旬 二次審査（面接審査）

10月上旬 助成金交付決定（助成対象企業・金額決定）

～3月上旬 助成事業実績報告

（実績報告後1カ月程度） 助成金交付確定・交付

## 申請書類

(1)品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）

(2)事業実施計画書（区指定様式）

(3)開発事業の資金計画等（区指定様式）

(4)人件費単価証明書（区指定様式）および関連証明資料（源泉徴収票など）

(5)申請事業の詳細説明資料（開発目的、開発方法、予想される効果を記した書類、保有あるいは出願中の特許等知的財産権がある場合、その写し）

(6)グループによる申請の場合のみ、事業者構成表（区指定様式）

(7)履歴事項全部証明書もしくは開業届（コピー可）

(8)法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書（コピー可）

（個人事業主の場合は、個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）（コピー可））

(9)誓約書（区指定様式）

(10)品川区内に主な事業所を開設して1年に満たない場合のみ、誓約書（区指定様式）

(11)提出書類確認チェックシート

(12)申請者（担当者で可）の名刺

\* (1)～(4)、(6)、(9)～(11)の書式は、ものづくり支援サイトHP

(<https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)よりダウンロードが可能です。

## 【お問い合わせ】

品川区商業・ものづくり課中小企業支援係 TEL 5498-6340 FAX 5498-6338